

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
10 (32)	新生	地区は、シティモールや病院もあり、便利の良い住宅街である。便利が良いため人口は増加傾向にある。また、公民館活動が活発で、高齢者の認知症サポートネットワークが組織されるなど、住みやすい地区である。	近くに増永川が流れしており、地区内の北側、川沿いの一部が浸水想定区域に指定されている。また、地区内の中間に、急傾斜崩壊危険箇所、土砂危険箇所がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守り活動 ・清掃活動 ・地域行事
11 (33)	岱洋東	平山荒尾線に面しており、飲食店やスーパーにも近く、生活するまでの利便性が高いが、過去10年の人口の増減は見られない。一方で、高齢者が多いため、災害時の高齢者の避難の遅れ、安否確認に不安がある。	豪雨による浸水・土砂崩れの被害は想定し難い。但し、令和2年の台風時に、地区内で土砂崩れが発生した様に、近年自然災害の巨大化を踏まえ、日頃から災害に備えておく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所が遠く、道が狭い。 ・坂道で、徒歩は厳しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・荒尾市の防災講座 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災計画と反省
12 (34)	開	地区自体が森に囲まれ、昔ながらの風景が残っている長閑な地区であり、5世紀に造成された別当塚古墳群があるなど歴史の深い地区でもある。一方、交通や買い物などのくらしの利便性は低い。	<ul style="list-style-type: none"> ・大型台風が発生したら、倒木の恐れがある。 ・震度7の地震が発生したら、家屋が倒壊する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の関心が薄い。 ・消防団が組織されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要なものをチェックし、準備する。 ・支援者の確認
13 (35)	庄山	地区、及び周辺に天満神社、天満宮、教楽来天満神社が鎮座し、関川沿いに広がる田圃と南東側に位置する山に囲まれた場所に位置し、地区の家屋が集中する東側の目の前には県道29号「荒尾南関線」が南北に通っている長閑な地区である。一方で、荒尾市の中心繁華街から遠方にあるため、人口は減少傾向にある。地区内は34世帯、それをさらに3班に分けられているため、双方の連絡がし易い。	<p>地区の東側・南側は小岱山に接し、西側には関川が流れ、地区内には同関川の支流が2本流れている。</p> <p>地区の東側、南側の一部は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されている。また、地区の県道沿いは洪水最大浸水域が0.6mになっている。</p>	<p>洪水の場合、庄山地区の県道が不通になる危険性がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練、救護訓練、安否確認 ・高齢者の見守り活動、清掃活動、地域行事等 ・出前講座の利用、防災に関するチラシの配布等 ・資料の更新 ・資機材・備蓄品の購入、管理

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
14 (36)	上井手上	上井手上地区は、関川を挟んだ河岸沿いに田圃が広がった長閑な場所に位置する。また荒尾市の観光地・県重要文化財の岩本橋が関川に架かっている。	令和2年7月豪雨では、上井手から下井手にかけての流域で関川が氾濫し、多くの家が床上浸水した。また、地区内に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）他が指定されている区域がある。	・ 関川が地区を分断している。	・ マニュアル作成 ・ 高齢者の見守り活動、防犯・清掃活動、地域行事 ・ 出前講座の利用 ・ 避難行動 ・ 資機材・備蓄品の購入、管理
15 (37)	助丸	スーパーなどがなく、バス等の公共交通の便が少なく生活面に不便さを感じられる。 助丸区花菖蒲会活動やいきいきサロン・健康体操など元気な高齢者の参加者が多く区民一体となった公民館活動が盛んに実施されている。	助丸橋付近で関川が氾濫した場合、助丸区10班で道路冠水、同地区の17世帯が床下・床上浸水することが想定される。	公民館を地区避難所として活用したいが、防災備品等を揃える必要がある	各班長は一人暮らしの高齢者の安否を確認し、公民館まで避難誘導を行う。併せて、食改、サロンの炊き出しによる防災クッキングを試食する。
16 (38)	井川口	シティーモールなどが近くにあり、生活の利便性が高い一方で、果樹園など長閑な農村風景が広がる地域である。高齢者が増え、更に家屋が点在しているため、地区内でその様な世帯の見守りが必要である。	雨水が石神池周辺の排水路に集中して流入したら、新道閑橋一帯に雨水が流れ込み、橋の越水、護岸の崩落が想定される	公共交通機関の利便性は良くなく、離合できない狭い道路もある。	・ 初期相が訓練、AED使用訓練、防災クッキング ・ 避難行動支援者の把握、マニュアル作りなど ・ 資機材・備蓄品の購入・管理 ・ テスト用緊急情報の文章作成
17 (39)	下赤田	地区の休耕田や畠を活用し、平成15年から「こすもすの里」の名前で、コスモスの花を一面に咲かすなど、住民の他地区との交流を育んでいる。 一方、大幅な人口の増減は見られません。	地区内に赤田池があり、下流地域の洪水最大浸水深は0.5mと想定されており、大雨や台風等の災害時には、警戒を必要とする。	・隣近所が遠い(住家が点在している) ・赤田池があるため、決壊の可能性がある	・ 顔が見える関係づくり ・ 意識啓発 ・ 炊き出し訓練 ・ 連絡網の更新 ・ 資機材・備蓄品の購入、管理
18 (40)	南増永	国道389号線から入った位置、地区の中央に畠が広がる閑静な地区ではある。また、住民たちでボランティア活動団体「まかせん会」をつくるなど、住民間の共助が根付いている。	高潮最大浸水深が2~5mに達した場合は、公民館が位置する沿岸部を中心とした全世帯の半数が浸水する恐れがある。	・ 地区の各団体の役員体制が若く、災害時の体制が取れない ・ 大規模な地震、台風、高潮等で被災した場合の対策が困難 ・ 高齢者、避難困難者の対応に不安	・ 資機材の購入、管理施設の確保 ・ 高齢者の支えあい活動、防犯・清掃活動等 ・ 防災に関するチラシの配布等 ・ 避難行動、情報伝達 ・ 資料の更新 ・ 連絡網の更新

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
19 (41)	天神木	地区の南東側、天神公民館は若干小高い場所に位置するが、地区全体は田畠が広がる平地に位置する。地区内の人口は減少傾向にあり、地区住民の高齢化、空き家が増えている。	浦川の氾濫による浸水被害	・空き家の火災(草木含む)。 ・高齢者の自力避難が困難。 ・老朽化と設備不足の公民館は避難所として使えない。	・地域行事
20 (42)	中一部	地区は有明海に面しており、南荒尾駅や干潟センターなどの観光地も多いが、住民の多くは国道389号線よりも東側に住んでいる。地区内にスーパーなどがないため若干不便なこともあって、人口は減少傾向にある。	竹下池が決壊した場合、竹下池の下流に位置する6班の道路が浸水する	過去に大きな災害が発生した記録がないので、住民たちの防災に対する関心が低い。	・避難b所までの安全道路の地図を作成・確認し、各所帯に通知する。 ・新役員に対し、各役職の役割を周知する。 ・ひとり暮らしと避難行動要支援者の確認
21 (43)	牛水上	地区の西側が有明海に面している住宅街で、人口は増加傾向にある。但し、地区を東西に分けるように走っているJR鹿児島本線が、高齢化の進んだ地区では、住民間のコミュニケーション不足に影響を与えている。	有明海を震源とする震度7の地震が発生した時間が、有明海の満潮時と重なった場合には、浦川周辺の農地が1~2m浸水する。	災害時、国道218号線が寸断されることによって、指定避難所（清里小学校）への避難が困難になる。	・初期消火訓練 ・防災まちあるき
22 (44)	桜山町4丁目中北	桜山団地の中北地区に位置する。桜山地区的市営住宅の老朽化もあり、人口は減少傾向にある。一方で、公園が地区内に3ヶ所、また周辺に飲食店やスーパーがあり、日々の生活には困らない便利な地区である。		・防災・防犯に協力する参加者が少ない	・高齢者の支えあい活動、防犯・清掃活動等 ・出前講座の利用 ・安否確認、情報伝達、炊き出し ・避難所運営マニュアルの作成・更新 ・資機材・備蓄品の購入、管理

《令和3年度作成》

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
1 (45)	新町	浦川東側に位置し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っていない。自転車・歩行者専用道路がある。 地域コミュニティを実施しているが、一人暮らしの住民が増加しており、高齢化も進んでいる。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改定）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	公民館付近の道路が狭いので、消防自動車等が入れない。	1 防災組織の立ち上げ 2 高齢者の見守り活動・サロン
2 (46)	大正町	荒尾駅の西側に位置し、地区のほぼ全域が洪水浸水想定区域に入っている。平坦でかけ崩れ、土石流の危険性ではなく、道幅も広い。毎年えびす祭りを実施しているが、子供会が解散し、地区的活動が衰退している。独居の高齢世帯が多い。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改定）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	地区の殆どが洪水浸水想定区域内にあり、大雨による道路冠水や家屋の浸水のおそれが高い。	1 連絡網の作成、連絡の実践 2 顔の見える関係づくり ・いきいきサロンで防災意識を高める。 ・防犯活動 ・清掃活動 3 役員の防災士試験や防災講座等への参加
3 (47)	原	国道208号の東西に位置し、一部洪水浸水想定区域に入っている。集合住宅が増加し、人口が増加しつつあるが、空き家が少しずつ増えている。一方で班長が不在により、コミュニケーションがとりにくい。老人会活動は活発である。	地区の一部が浸水想定区域に含まれており、道路の冠水や家屋への浸水のおそれがある。	指定避難施設への経路が坂道や国道をまたぐ箇所があり、避難経路の選定が必要である。	1 体制づくり ・地域の方との話し合い、防災に詳しい方への相談 ・地区連絡網の作成・更新 2 顔の見える関係づくり ・高齢者の見守り活動・サロン ・清掃活動 ・地域行事
4 (48)	岱洋中	県道314号沿いの市のほぼ中心部に位置し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っていない。また、地区周辺に避難所である荒尾三中と総合文化センターがある。炭鉱の跡地であり、住宅地が多いが、高齢化が進んでいる。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改定）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	炭鉱の跡地での住宅地が多く、高齢者が多くなっている。 (人口減少である。)	顔の見える関係づくり ・清掃活動 ・地域活動
5 (49)	金屋	市北東部、関川の東側に位置し、山に囲まれた静かなところであるが、地区の一部が土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域に入っている。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改定）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	大雨による土砂崩れや関川の氾濫による浸水又は、孤立のおそれがある。	1 体制づくり ・地区連絡網の作成・更新 ・自主防災組織の体制表や体制図更新 2 顔の見える関係づくり ・高齢者の見守り・サロン ・清掃活動 3 防災に関するチラシの配布・回覧 4 情報伝達訓練の実施

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
6 (50)	上赤田	国道208号の北側に位置し、南北にため池があるが、川はなく、これまで浸水したところはない。梨栽培が盛んであったが、現在は栽培者も減少している。人口は減少しており、高齢化が進んでいる。	大規模地震において、2000年6月(新耐震基準改定)以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	道路が狭い箇所が多く、有明消防組合消防車はほとんど通ることができない。	<p>1 体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区連絡網の作成・更新 ・自主防災組織の体制表や体制図の更新 ・自主防災組織・連絡網の更新 <p>2 顔の見える関係づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・地域行事 <p>3 防災まち歩き</p>
7 (51)	向一部	国道208号沿いに位置しており、近傍に浦川が流れしており、一部浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に入っている。大雨時に道路冠水などがある。毎年、花見や祭りなどの地区行事を行っているが、参加者が減っている。	地区の一部が浸水想定区域に含まれており、道路の冠水や家屋への浸水のおそれがある。	地区内に指定避難所がない。	<p>1 地域の方との話し合い、防災に詳しい方への相談</p> <p>2 顔の見える関係づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守り活動・サロン ・清掃活動・地域行事 <p>3 避難行動要支援者の把握</p>
8 (52)	有明城	浦川西側に位置し、一部浸水想定区域に入っている。道路幅が狭く、地区内に指定避難所や公園はない。 地区内の人口が少なく、高齢者が多い。	地区の一部が高潮浸水想定区域に入っている。台風の接近・上陸時に満潮の場合、越水による浸水のおそれがある。	道路幅が狭く、地区内に指定避難所や公園もない。	<p>1 体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織連絡網の更新 ・資機材・備蓄品の納入・管理 <p>2 防災意識の啓発と防災意識の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するチラシの配布・回覧 <p>3 避難行動要支援者の把握</p> <p>4 地区又は役員連絡網を活用した情報伝達訓練</p> <p>5 防災まち歩き</p> <p>6 初期消火訓練</p>

9 (53)	牛水下	389号線沿いに位置し、西に有明海、東に浦川が存在する。 洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域に入っている。 人口が年々減少している。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改正）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれが高い。	高潮浸水想定区域に入っており、台風の接近・上陸時に満潮の場合、越水による浸水のおそれがある。	<p>1 体制づくり ・地区連絡網の作成・更新 ・資機材・備蓄品の納入・管理</p> <p>2 顔の見える関係づくり ・高齢者の見守り活動・サロン ・清掃活動・地域行事</p> <p>3 防災に関するチラシの配布・回覧</p> <p>4 避難行動要支援者の把握</p> <p>5 地区又は役員連絡網を活用した情報伝達訓練</p>
10 (54)	山浦町	桜山小学校の北側に位置し、一部土砂災害警戒区域に入っているが、浸水のおそれが低く、災害の不安が少ない。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改定）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	高齢化が進んでおり、コミュニティが希薄になってきている。	<p>平時の取り組み（活動） ・サロンの開催 ・清掃活動</p>

«令和4年度作成»

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
1	月田	地区周辺には小中学校があり、市役所や市民病院へのアクセスも良好である。また、地域活動が活発であり、住民の結びつきが強い。消防団が無い代わりに、青壮年部会が活動の中心を担っている。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改正）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	災害対応の資機材等が少なく、活動に制限を受ける。	1 体制づくり ・地区連絡網の作成更新 ・資機材・備蓄品の購入・管理（使用確認） 2 顔の見える関係づくり ・高齢者の見守り活動・サロン ・清掃活動 ・地域行事 3 情報伝達訓練の実施
2	日の出町	荒尾駅の西側に位置し、地区のほぼ全域が洪水浸水想定区域に入っている。平坦でがけ崩れ、土石流の危険性はなく、道幅も広い。	地区のほとんどが洪水浸水想定区域内にあり、大雨による道路の冠水や家屋の浸水のおそれが高い。	高齢者が多い。また、災害対応の資機材がない。	顔の見える関係づくり ・高齢者の見守り活動・サロン ・清掃活動 ・地域行事
3	松葉	市北部にあり大牟田市との市境に位置している。町内自体も狭く、隣近所との仲が良い。また、世帯数、人口が少なく減少傾向にある。さらに地区の自治組織もなく、地区の活動が衰退している。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改正）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれが高い。	高齢化が多く、道幅が狭い。	1 交流会の実施 2 顔の見える関係づくり ・高齢者の見守り活動・サロン ・清掃活動
4	倉掛	県道29号線沿いに位置しており、急傾斜の地形が多い。平地部に住家があり、総合福祉センターが区内にある。高齢化が進み、近年では空き家や空地が増えている。	区の一部は土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域であり、大雨や地震により土砂崩れのおそれがある。また、大雨時に家屋の浸水や道路冠水のおそれがある	高齢者が多いため、避難の呼び掛けや誘導が必要である。	顔の見える関係づくり ・高齢者の見守り活動・サロン ・清掃活動
5	荒尾大谷	県道平山荒尾線の南側に位置し、近くに運動公園や学校があり、新しい家も年々増え、人口が増加している。また、毎年地域行事も行われており、活動が盛んな地区である。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改正）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。また、池黒池が地震又は豪雨によって決壊した場合、道路冠水や浸水被害の恐れがある。	高齢者が多いため、避難時の呼び掛けや誘導が必要である。	1 体制づくり ・地区連絡網の作成更新 ・資機材・備蓄品の購入・管理 2 顔の見える関係づくり ・清掃活動 ・地域行事

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
6	田 倉	区の北側に関川が東西に流れており、その南側を県道 29 号が走っている。県道から南は台地になっており災害は少ないが、一部関川沿いに住宅が存在している。	地区の处处々に土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域があり、大雨や地震等により、土砂崩れのおそれがある。また、豪雨による関川沿いの道路冠水や家屋浸水の恐れがある。	少子高齢化のため、避難時の呼び掛けや誘導など、災害時に支援が必要である。	<p>1 体制づくり • 地区連絡網の作成更新 • 資機材・備蓄品の購入・管理 (使用確認)</p> <p>2 顔の見える関係づくり • 高齢者の見守り活動・サロン • 清掃活動 • 地域行事</p> <p>3 情報伝達訓練の実施</p>
7	小路・平井城	荒尾市の北東部に位置し、平山バイパスも開通したことから、アクセスが良くなつたが、地区の高齢化が進むなどの問題が発生している。	大規模地震において、2000年6月(新耐震基準改正)以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。地区の一部が土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に入つており、地震などにより土砂災害のおそれがある。	高齢者が多く避難時の呼び掛けや誘導が必要である。	<p>顔の見える関係づくり • 高齢者の見守り活動・サロン • 清掃活動 • 地域行事</p>
8	川 登	川登区には、菜切川が流れしており、一部地域は浸水想定区域内にある。また、近くには荒尾第四中学校・小岱工芸館がある。高齢化が進んでいるが、地区的活動は盛んである。	大規模地震において、2000年6月(新耐震基準改正)以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。また、区の一部が浸水想定区域に含まれており、大雨による家屋浸水のおそれがある。	高齢者が多く、避難時の呼び掛けや誘導が必要である。	<p>1 交流会の実施 2 顔の見える関係づくり • 高齢者の見守り活動・サロン • 清掃活動</p>
9	揚増永	近くに学校や市民病院がある。また、区の中央を国道 208 号線が走つており、その西側に浦川が南北に流れている。区の南側に浦川の分岐点があり、東西に川がある。	区のほとんどが浸水想定区域に入つておる。また、高潮浸水想定区域にも一部入つておるため、大雨や台風時に道路の冠水及び家屋への浸水のおそれがある。	高齢者が多く、避難時の呼び掛けや誘導が必要である。	<p>顔の見える関係づくり • 高齢者の見守り活動・サロン • 清掃活動</p>
10	高 浜	市の南側に位置しており、長洲町と隣接している。東側に県道 46 号が及び菜切川が南北に流れている。区の中央に公民館や児童公園がある。人口の増減はほぼないが、高齢化は進んでいる。	地区の東部及び北部に土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域があり、地震などにより土砂災害のおそれがある。また、浸水想定区域に入つており、大雨による一部浸水の恐れがある。	高齢者が多く、スマートな避難が行えるよう支援が必要である。	<p>1 体制づくり • 地区連絡網の作成更新 • 資機材・備蓄品の購入・管理</p> <p>2 顔の見える関係づくり • 清掃活動 • 地域行事</p>

«令和5年度作成»

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
1	住吉町	公民館を拠点とした地域づくり活動が活発で、住民同士の顔の見える関係づくりができている。ただし、道路が整備されており、また、地区自体が高台に位置していることから、防災への関心が低い住民も見受けられる。	地区自体は海拔 19m以上であり冠水の恐れは低いものの、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が地区内にあることから、大雨時に土砂災害のおそれがある。	土砂災害警戒区域と特別警戒区域がある。	顔の見える関係づくり ・高齢者の見守り活動 ・サロン ・清掃活動
2	宿・陣屋敷	沿岸道路から大牟田や荒尾、長洲（長崎）への交通の要路に当たり、人口は10年前とさほど変わっていない。地域の高齢化が進んでいるものの、防災に関心がある住民が多く、消防団活動も活発である。	土砂災害警戒区域が地区内に点在している。また、耕作放棄地や放置林が増えしており、いざというときに避難者や緊急車両の交通の妨げになるおそれがある。	洪水が起きやすい状況にある。また、ため池に土砂が堆積しているので貯水力が低下している。	顔の見える関係づくり ・高齢者の見守り活動 ・サロン ・清掃活動 ・地域行事
3	野中	公民館を拠点としたサロンや見守り活動が活発で、顔の見える関係が出来ているが、高齢化が進んでいる。地域内にレッドゾーン、イエローノーンが点在している。公民館や荒尾三中（指定避難所）の避難所がある。	土砂災害警戒区域が地区内に点在しており、大雨時の土砂災害のおそれがある。	避難者だけでなく、避難者支援を担う人が高齢化しており、迅速な対応が困難である。	顔が見える関係づくり ・サロン ・高齢者の見守り活動 ・地域コミュニティ

1. 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、都道府県では、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）を指定している。

区域番号	区域名	告示番号	告示日	区域
204-2-023	荒尾大谷	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-1	東貞尾-1	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	イエローゾーン
204-1-009-2	東貞尾-2	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-3	東貞尾-3	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-010	下川後田 1	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-004 (人) -1	下川後田 2	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-004 (人) -2	下川後田 2-2	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-005 (人)	下川後田 3	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-007-3	四反田 1-3	県告示第 338 号	平成 28 年 3 月 25 日	イエローゾーン
204-2-007	上場 2	県告示第 338 号	平成 28 年 3 月 25 日	イエローゾーン
204-1-004	府本	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-005-1	上場 3-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-005-2	上場 3-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-006-1	上場 4-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-006-2	上場 4-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-006-3	上場 4-3	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-007-1	四反田 1-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-007-2	四反田 1-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-008-1	四反田 2-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-008-2	四反田 2-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-1	四反田 3-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン

204-1-009-2	四反田 3-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-3	四反田 3-3	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-4	四反田 3-4	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-5	四反田 3-5	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-6	四反田 3-6	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-010	四反田 4	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-011	金山上 2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-012	金山上 3	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-005-1	陣屋敷 4-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-005-2	陣屋敷 4-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-006	上場 1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-008-1	上場 5-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-008-2	上場 5-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-012	菰屋北区	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-013-1	金山上区-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-013-2	金山上区-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-024-1	府本下区 4-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-024-2	府本下区 4-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-027	唐池 3	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-028	府本下区 5 (唐池 4)	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-029	府本下区 1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-030	府本下区 2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-034	川登	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-035	下赤田	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン

204-2-036	金山上区1	県告示第339号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-037-1	金山上区2-1	県告示第339号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-037-2	金山上区2-2	県告示第339号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-010	西町	県告示第364号	平成28年3月25日	イエローゾーン
204-2-022-3	金屋2-3	県告示第364号	平成28年3月25日	イエローゾーン
204-1-001	小路5	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-002	陣屋敷1	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-003	陣屋敷2	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-001	平山	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-002	小路1	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-003	小路2	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-004	陣屋敷3	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-001	四山2	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-002	金屋	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-003	横枕	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-004	倉懸西区	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-006-1	万田中区-1	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-006-2	万田中区-2	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-007	助丸	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-008	浦川	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-011	新生西	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-003(人)	深瀬ヶ丘	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-006(人)	桜山	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-002	新井1	県告示第365号	平成28年3月25日	レッドゾーン イエローゾーン

204-2-003	新井 2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-004	庄山 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-005	庄山 2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-006	庄山 4	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-007	金屋 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-008	庄山 5	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-009	四山	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-011-1	住吉-1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-011-2	住吉-2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-011-3	住吉-3	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-012	尼ヶ島	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-013	平山 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-014	上井手上区 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-015-1	上井手上区 2-1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-015-2	上井手上区 2-2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-016	上井手上区 3	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-017	平井城	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-018	上井手上区 4	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-019	上井手上区 5	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-020	平山 2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-022-1	金屋 2-1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-022-2	金屋 2-2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-025	唐池 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-026	唐池 2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン

204-2-032	揚増永	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-033	桜山（桜山1）	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-038	庄山	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-002	大平	県告示第 327 号	平成 29 年 3 月 31 日	イエローゾーン
204-1-005-1	深瀬-1	県告示第 328 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-005-2	深瀬-2	県告示第 328 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-001-1	倉掛-1	県告示第 328 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-001-2	倉掛-2	県告示第 328 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-001	倉懸東区	県告示第 328 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-001	小路3	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-002	小路4	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-002	陣屋敷5	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-002	小路6	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-003	小路7	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-004	倉懸2	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-005	西町2	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-006	助丸2	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-007	野中	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-008	平井城1	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-009	平井城2	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-010	宿	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-012	小路1	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-013	小路2	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-014	硯川	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン

D-204-0001	原万田	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
D-204-0008	上平山 1	県告示第 360 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
D-204-0009	上平山 2	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
D-204-0011	上平山 3	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
D-204-0014	府本 1	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
D-204-0015	府本 2	県告示第 360 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
D-204-0016	府本 3	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
D-204-0017	樺	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
D-204-0021	牛水 1	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0002	大島 2	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0003	原万田 1	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0004	原万田 2	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0005	万田 1	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0006	万田 2	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0007	万田 3	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0008	万田 4	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0009	万田 5	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0010	宮内出目 1	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0011	万田 6	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0012	万田 7	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0013	万田 8	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0014	宮内出目 2	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0015	万田 9	県告示第 358 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0016	大平 2	県告示第 358 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン

K-204-0017	宮内 1	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0018	宮内 2	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0019	宮内 3	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0020	宮内 8	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0021	下井手 1	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0022	下井手 2	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0023	下井手 3	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0024	下井手 4	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0025	下井手 5	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0060	宮内 4	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0061	宮内 5	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0062	宮内 6	県告示第 358 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0063	宮内 7	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0027	開	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0028	助丸	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0030	田倉 1	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0031	田倉 2	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0032	野中 3	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0033	野中 2	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0035	野中 4	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0037	上井手上区 6	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0038	上井手上区 7	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0039	岱洋東	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0040	新井 3	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン

K-204-0041	尼ヶ島 1	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0042	尼ヶ島 2	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0043	尼ヶ島 3	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0044	平山 3	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0045	宿 1	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0047	金屋 4	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0048	金屋 5	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0050	平井城 3	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0051	平井城 4	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0053	陣屋敷 2	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0054	金屋 6	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0055	金屋 7	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0056	金屋 8	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0057	小路 3	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0066	大谷	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0069	下川後田 4	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0070	下川後田 5	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0071	合路	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0072	志作	県告示第 364 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0073	西長浦	県告示第 364 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0074	東長浦	県告示第 364 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0075	山浦 1	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0076	京待	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0077	鴻巣	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン

K-204-0078	西山浦	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0079	山浦 2	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0083	岱洋西 1	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0084	岱洋西 2	県告示第 356 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0085	山の手	県告示第 356 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0086	向陽台	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0087	新大和 1	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0088	新大和 2	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0090	水洗	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0091	北五反田	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0094	唐池 5	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0095	唐池 6	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0096	唐池 7	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0098	府本下区 6	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0099	唐池 8	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0100	川登	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0103	唐池 9	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0105	一本檻	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0106	裏毘沙門	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0107	新導	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0108	府本下区 10	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0109	乱塔	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0110	下谷	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0111	上場	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン

K-204-0112	小代	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0118	南山浦	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0119	樺木	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0120	日焼	県告示第 364 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0122	筒井川	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0123	下山 1	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0124	下山 2	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0125	北城ノ口	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0126	南城ノ口	県告示第 364 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0127	東大清水 1	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0128	東大清水 2	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0129	辻	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0130	坂口	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0131	下萩	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0132	中萩 1	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0133	中萩 2	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0134	上七浦	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0136	五反田	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0139	佐平田	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0140	下赤田 2	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0142	郷楽	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0143	金山上 2	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0145	力石	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0146	小代山	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン

K-204-0147	菅牟田	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0148	南道々	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0150	北ノ後 1	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0151	北ノ後 2	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0152	北ノ後 3	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
<u>D-204-0006</u>	<u>平山 2</u>	<u>県告示第 216 号</u>	<u>令和 6 年 2 月 27 日</u>	<u>イエローゾーン</u>
<u>D-204-0003</u>	<u>下井出</u>	<u>県告示第 217 号</u>	<u>令和 6 年 2 月 27 日</u>	<u>レッドゾーン イエローゾーン</u>
<u>D-204-0004</u>	<u>本井出</u>	<u>県告示第 217 号</u>	<u>令和 6 年 2 月 27 日</u>	<u>レッドゾーン イエローゾーン</u>
<u>D-204-0005</u>	<u>東屋形</u>	<u>県告示第 217 号</u>	<u>令和 6 年 2 月 27 日</u>	<u>レッドゾーン イエローゾーン</u>
<u>D-204-0025</u>	<u>野原 1</u>	<u>県告示第 242 号</u>	<u>令和 6 年 3 月 1 日</u>	<u>イエローゾーン</u>
<u>D-204-0026</u>	<u>野原 2</u>	<u>県告示第 242 号</u>	<u>令和 6 年 3 月 1 日</u>	<u>イエローゾーン</u>
<u>D-204-0010</u>	<u>上平山 4</u>	<u>県告示第 243 号</u>	<u>令和 6 年 3 月 1 日</u>	<u>レッドゾーン イエローゾーン</u>
<u>D-204-0012</u>	<u>上平山 5</u>	<u>県告示第 243 号</u>	<u>令和 6 年 3 月 1 日</u>	<u>レッドゾーン イエローゾーン</u>

救助の種類及び実施方法

救助の種類	実施責任者	救 助 の 対 象	救 助 の 方 法	救助の期間
避難所の設置	市町村長	(1)避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に限るものとする。	(1)避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用するものとする。これらがない場合、又はこれらで充足できない場合はその他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。 既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。 (2)高齢者、障がい者等であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者(以下「要配慮者」という。)を収容する場合には福祉避難所を設置できる。 (3)避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し収容保護するものとする。 (4)避難所を設置したときは、直ちに知事に次の事項を報告しなければならない。 ①避難所開設の日時及び場所 ②箇所数及び収容人員 ③開設予定期間 (5)要配慮者に対して旅館・ホテルなど宿泊施設の借上げを実施し、供与することができる。	原則として最大限7日以内

救助の種類	実施責任者	救 助 の 対 象	救 助 の 方 法	救助の期間
応急仮設住宅の供与	市町村長	(1)住家が全焼、全壊、又は流失し、現に居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住宅を確保することができない者。 (2)入居の単位は、り災者1世帯1戸とする。	○建設型仮設住宅 (1)設置場所は、県又は市町村の公有地を選定するものとする。ただし、これにより難い場合は、民有地を利用することができるものとする。 (2)建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、構造は、1戸建、長屋建若しくはアパート式のいずれかとする。 (3)建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する敷地内に概ね50戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。 (4)高齢者、障がい者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を設置できる。 (5)建設型仮設住宅に収容すべき入居者の選考にあたっては十分な調査に基づき、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等、り災者の資力その他生活条件等を調査のうえ決定するものとする。	災害発生の日から20日以内着工。供与期間は、当該工事が完了した日から2箇年以内とする。

			○借上型仮設住宅 (1)借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅の規模に準じる。	災害発災の日から速やかに借上げて提供供与。 期間は、建設型仮設住宅と同様とする。
救助の種類	実施責任者	救 助 の 対 象	救 助 の 方 法	救助の期間
			(2)費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険料等その他民間賃貸住宅の契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。	
被災した住宅の応急修理	市町村長	(1)災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって応急修理をなすことができない者。	居室、炊事場、トイレ等、日常生活に欠くことができない必要最小限度の応急的修理すること。	工事完了期間は、災害発生の日から1ヶ月以内
炊き出しその他による食品の給与	市町村長	(1)避難所に収容された者であること。 (2)住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、現に炊事ができない者であること。 (3)その他給与が必要であると認められた者であること。	(1)通常として、包装食、にぎり食、パン等が適当である。ただし、幼児はミルク等の給与を配慮すること。 (2)副食としては、漬物、佃煮、かんづめ等で食器類を要しないもの。	災害発生の日から7日以内

飲料水の供給	市町村長	(1)災害のため、現に飲料水を得ことができない者に限ること。(飲料水及び炊事のための水であること)	(1)水の購入、給水器・浄水器等による飲料水の供給及び飲料水中に直接投入する薬品の交付等により行うものとする。	原則として災害発生の日から7日間とする。
--------	------	---	---	----------------------

救助の種類	実施責任者	救 助 の 対 象	救 助 の 方 法	救助の期間
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	市町村長	(1)災害により住家に被害(全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水)を受けた者であること。 (2)被服・寝具・その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者であること。 (3)被服・寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者であること。	被災者の実情に応じ 1.被服、寝具及び身廻品 2.日用品 3.炊事用具及び食器 4.光熱材料	災害発生の日から10日以内
医 療	市町村長	(1)医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者とする。 (応急的処置)	(1)原則として救護班によって行うものとする。 (2)救護班では医療が実施できない程度の重傷者及び救護班の到着を待つことができない緊急患者については、一般診療機関への入院又は通院も止むを得ない。 (3)本県の救護班は、法第16条により日本赤十字社熊本県支部と契約している。	災害発生の日から14日以内
助 産	市町村長	(1)災害のため助産の方途を失った者(死産、流産を含む)であること。	(1)救護班によって行われることが望ましいが助産師によることもできるものとする。 (2)救護班及び助産師のほか、助産所又は一般医療機関で行っても差し支えない。	分べんした日から7日以内
被災者の救出	市町村長	(1)災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者 (2)災害のため、生死不明の状態にある者で、諸般の情勢から判断して、生存していると推定される者。	(1)生命の保全を第一義とし、災害の状況に応じて最も適確かつ迅速に実施できる方法とする。	災害発生の日から3日以内

救助の種類	実施責任者	救 助 の 対 象	救 助 の 方 法	救助の期間
死体の捜索	市町村長	(1)行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者イ、行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合 ロ、災害の規模がきわめて広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合。 ハ、行方不明になった者が重度の身体障害者又は重病人であった場合 ニ、災害発生後、きわめて短期間のうちに引き続き当該地域に災害が発生したような場合	(1)警察、消防機関及びその他の機関等の協力を得て行うものとする。	原則として災害発生の日から10日以内
埋 葬	市町村長	(1)災害の混乱の際及び直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うことがきわめて困難な場合等に応急的な埋葬を実施するものである。	(1)埋葬は応急仮葬である。 (2)救助の実施機関が現物給付することを原則とする。	原則として災害発生の日から10日以内
死体の処理	市町村長	(1)災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体の識別等のための洗浄、縫合、消毒の措置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合。 (2)通常死体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。	(1)救助の実施機関が現物給付として行うものであること。 (2)刑事訴訟法及び死体取扱規則等他の法令規定に基づいて実施すること。	原則として災害発生の日から10日以内

救助の種類	実施責任者	救 助 の 対 象	救 助 の 方 法	救助の期間
学用品の給与	市町村長	(1)住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は、床上浸水により、学用品をそう失又はき損し就学上支障のある小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等の児童・生徒	学用品の品目 1.教科書及び教材 2.文房具 3.通学用品	原則として教科書及び教材については災害発生の日から1ヶ月以内 文房具・通学用品については15日以内
障害物の除去	市町村長	(1)当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 (2)日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。 (3)自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。 (4)住家は、半壊又は床上浸水したものであること。	(1)賃金職員又は技術者を動員して除去を実施する。	原則として災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送及び賃金職員	上記の救助種目の実施責任者	(1)被災者の避難 (2)医療及び助産 (3)被災者の救出 (4)飲料水の供給 (5)死体の搜索 (6)死体の処理 (7)救済用物資の整理配分	(1)輸送業者との契約によるもの (2)輸送業者以外のもの (3)官公署及び公共的団体によるもの	救助種目毎の実施期間

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、別途、特別基準の協議を行う。